

競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月27日
(令和2年7月3日改訂)
地方競馬全国協会

〈目次〉

- 1 はじめに
- 2 感染防止のための基本的な考え方
- 3 リスク評価
 - ① 接触感染のリスク評価
 - ② 飛沫感染のリスク評価
 - ③ 集客施設としてのリスク評価
 - ④ 地域における感染状況のリスク評価
- 4 講ずるべき具体的な対策
 - ① 総論
 - ② 来場者の安全確保のために実施すること
 - ③ きゅう舎関係者（騎手、調教師、きゅう舎従業員）の安全確保のために実施すること
 - ④ 従事者の安全確保のために実施すること
 - ⑤ 馬主、報道関係者の安全確保のために実施すること
 - ⑥ 施設管理
 - ア) 入場口
 - イ) パドック、スタンド、ウィナーズサークル
 - ウ) 館内一般
 - エ) 窓口
 - オ) ロビー・休憩スペース
 - カ) トイレ
 - キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等
 - ク) 遊戯施設
 - ケ) 集客型のイベント等
 - ⑦ 広報・周知
- 5 きゅう舎関係者・従事者に感染者が確認された場合の対応

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け。新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日付け。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、地方競馬主催者（以下「競馬主催者」という。）が競馬場又は場外勝馬投票券発売場（以下「場外発売場」という。）において新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県以外の都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることに鑑み、競走の実施、競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売を行う場合の前提となる感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付け。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に感染拡大予防対策を規定している。また、本ガイドラインは感染症学の専門家より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成した。

競馬主催者が競走の実施、競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売（競馬法第21条により委託する競馬の実施に関する事務を含む。）を行うに当たっては、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むよう努力することが求められる。

競走の実施、競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売を行うかどうか

かの判断に当たっては、引き続き、施設が所在する都道府県知事からの収容率等の要請等を踏まえて適切に対応いただきたい。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2 感染防止のための基本的な考え方

競馬主催者は、競馬場又は場外発売場の施設の構造や規模等を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設に来場する一般の観客（以下「来場者」という。）、騎手・調教師・きゅう舎従業員（以下「きゅう舎関係者」という。）、競馬主催者の役職員、従業員や出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）、馬主や報道関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずることが求められる。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することを旨としている。

3 リスク評価

競馬主催者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、来場者、きゅう舎関係者、従事者、馬主、報道関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することが求められる。

また、人気のあるレース開催日等は、多くの来場者や県境をまたいだ人の移動が惹起されることもあり、以下の③及び④で述べるリスク評価についても留意が必要である。

なお、「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合、又は都道府県知事からの要請等がある場合においては、競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売等は中断又は延期する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。

高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、マークカード記入用鉛筆、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあって競馬場又は場外発売場における勝馬投票券の発売を行った場合に、大規模な来場等が見込まれるかどうか、県境をまたいだ来場が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来場にとどまるかなどを、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

その上で、対処方針等に沿った入場制限の判断基準となる施設全体及び施設内のエリアごとの収容可能な来場者数（来場自粛区域の設定を含む。）を評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4 講ずるべき具体的な対策

① 総論

- 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人と人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保）するため、必要に応じて以下の措置を講じる。
- フロアマーカ―やロープ設置等の工夫を行い、来場者同士の距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保する。
- 特定エリアに大勢の人が滞留しないよう、エリアごとの人数制限や自動音声による注意喚起を行う。
- 感染防止のために入場制限を実施することが必要な場合は、施設の状況に即した方法の導入が求められる。例えば、以下のような方策が考えられる。

- 勝馬投票券の発売レース数の制限
- 勝馬投票券の発売・払戻し時間の制限
- レース映像の提供制限
- オッズ情報の提供制限
- 有人窓口における勝馬投票券の発売の制限
- 飲食スペースや椅子スペースなど、滞留スペースの使用制限
- 入場者及び列に並ぶ者の整理
- 新型コロナウイルス接触確認アプリの利用を推奨する。
- 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、競馬主催者においても、より慎重で徹底した対応を検討する必要がある。
- 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応が求められる。
 - 速やかに他の来場者から隔離する。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋、フェイスシールドの着用等適切な防護対策を講ずるとともに、対応前後は手洗いの徹底や手指消毒を実施する。
 - 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況の把握に努める。
 - 当該者が感染していた時には保健所等による速やかな情報公開等に協力するとともに、消毒等の事後の対策を講ずる。

② 来場者の安全確保のために実施すること

来場前の検温実施の要請のほか、来場自粛を求める条件を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口に明示する。

- 発熱がある場合
- 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃

厚接触がある場合

- 巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛け検温を行い、発熱があった場合には施設内への滞在をお断りし、健康観察の実施又は医療機関の受診・相談を促すことも有効。
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。なお、屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には熱中症に留意してマスクを外すことも周知する（以下、マスク着用に関する記載において同じ。）。また、消毒液は、当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないように定期的な点検が必要（以下、消毒に関する記載において同じ。）。
- 大声を出さないなど、観戦マナーを啓発する。
- 勝馬投票券やグッズ、飲食物などを対面で販売する場合、従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、又はアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する等、工夫して飛沫防止に努める。テーブルやアクリル板などは定期的に消毒を行う。
- インターネット投票を推奨する。
- マークカード、パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。
- 一旦手にしたマークカード又は鉛筆を戻さないよう呼びかける。また、一旦手にしたマークカード又は鉛筆を回収する備え付けの回収箱を設置する。
- 有料・来賓エリアへの来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 座席は原則として指定席とする。
 - 十分な座席の間隔（一列おき又は四方を空けた席利用等）を確保する。

③ きゅう舎関係者の安全確保のために実施すること

（健康管理）

- きゅう舎関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- きゅう舎関係者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪の症状がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診・相談を促すとともに、診断結果を記録する。さらに、発熱の他に、下記に該当する場合も、出勤の自粛を要請する。

- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底するように指導する（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避。）。
- 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- 騎手服、作業着等を定期的に洗濯する。

（移動）

- ・ 競馬主催者は、自家用車など公共交通機関を使わずに移動できるきゅう舎関係者に対し、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時ににおける交通事故・故障等の防止に留意しつつこれを承認することを検討する。

（宿泊）

- ・ 調整ルームなど、きゅう舎関係者が競走の参加中に利用する宿舎については、可能な限り個室とする。宿舎の構造、部屋数及び公正な競走の確保等の観点から、個室とすることが難しい場合には、同部屋の人数を極力減らすこととし、かつ、同部屋のきゅう舎関係者ができるだけ2mを目安に（最低1m）距離を保てるよう、部屋内にパーテーション等を設置し、部屋の空間と人の配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・ 就寝時を除き、部屋にいる場合において、窓が開く場合には1時間に2回以上、窓を開け換気する。宿舎全体や部屋の換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

（浴場）

- ・ 入浴、サウナは、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に

集まらないようにする。

- ・ 更衣室におけるロッカーの定期的な清拭消毒を行う。
- ・ 更衣室におけるロッカーなどについても、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努める。
- ・ 浴場での貸しタオルを中止し、個人用タオルを持参する。
- ・ 浴室内の換気を強化する。
- ・ 浴室、浴槽内、サウナ室における対人距離の確保及び会話を控えることなどを要請する。
- ・ ドライヤーなど備品の清拭消毒を行い、化粧品・ブラシ等は持参を要請する。

（食事関係）

- ・ 食事は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 食事前の手洗いを徹底する。
- ・ 食堂などで飲食する場合は、椅子を間引くなどにより、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保する、対面で座らないなどの工夫を行うよう努める。
- ・ ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討する。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、ひとりひとりに取り分け用の tong やお箸を渡し、使い終わった tong は回収・消毒して tong 類を共用しないようにする等を徹底する。

（休憩・休息スペース）

- ・ 休憩・休息スペースにおける共有物品（テーブル、椅子など）や高頻度接触部位は、定期的に消毒を行う。
- ・ 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 休憩・休息をとる場合には、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、入場制限、休憩スペースの追設及び休憩時間をずらすなどの工夫を行う。特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

（トイレ）

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は定期的

に清拭消毒を行う。

- ・ 便座に蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参してもらう。

(控室)

- ・ 競走前後において、控室を利用する場合には、できるだけ2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に控室に入らないよう、入場制限、控室の追設及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(輸送)

- ・ バス等で宿舎から競馬場に輸送する場合には、換気に留意し、運転席との間にはビニールシート等で仕切りを設置するとともに、できるだけ2mを目安に（最低1m）座席の距離を確保するよう努め、一定数以上が同時にバス等に乗車しないよう、乗車制限、輸送車の増便及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(設備・器具)

- ・ 馬具などのうち、個々のきゅう舎関係者が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する馬具等については、定期的に消毒を行う。
- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に清拭消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(外部関係者の宿舎・競馬場施設への立入り)

- ・ 取引先等を含む出入りする民間事業者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、4④の従事者に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する取引先等に、宿舎・競馬場施設内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。

(開催時における移動エリアの制限)

- ・ 競馬開催時において、来場者、他のきゅう舎関係者、従事者、馬主、報道関係者との接触する機会を減らすように、それぞれの業務内容ごとに行動する競馬場内のエリアを制限する。

④ 従事者の安全確保のために実施すること

- 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- 従事者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪の症状がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診・相談を促すとともに、診断結果を競馬主催者が記録する。さらに、発熱の他に、下記に該当する場合も、出勤の自粛を要請する。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底するように指導する（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）。
- 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ユニフォーム等を定期的に洗濯する。
- 従事者から来場者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来場者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内を活用する。
- 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- 時差出勤により公共交通機関の混雑緩和を図り、また、自家用車など公共交通機関を使用せずに通勤できる従事者には駐車場の状況等を踏

まえ、これを推奨する。

(開催時における移動エリアの制限)

- ・ 競馬開催時において、来場者と接触する従事者と、きゅう舎関係者と接触する従事者にチームを分けるなど、業務内容ごとにできる限り行動する競馬場内のエリアを制限する。

⑤ 馬主、報道関係者の安全確保のために実施すること

- 馬主、報道関係者の緊急連絡先を把握する。
- 馬主、報道関係者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪の症状がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診・相談を促す。さらに、発熱の他に、下記に該当する場合、来場自粛を求める。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- 馬主席においては、十分な座席の間隔（一列おき又は四方を空けた席利用等）を確保する。
- 競馬開催時において、来場者、きゅう舎関係者、従事者、他の馬主や報道関係者との接触する機会を減らすよう行動する競馬場内のエリアを制限する。

⑥ 施設管理

ア) 入場口

来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、待機場所には、少数グループ（家族等）ごとにできるだけ2mを目安に（最低1m）空くように待機線等を設置する。

(入場券販売)

- ・ 従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、またはアクリル板・

透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防止に努める。テーブルやアクリル板などは定期的に消毒を行う。

- ・ キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。
- ・ ボタン部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。
- ・ ボタン部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

イ) パドック、スタンド、ウィナーズサークル等

- ・ 来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、できるだけ2mを目安に（最低1m）空くようにフロアマーカ―やロープ等を設置する。
- ・ エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起を行う。
- ・ 大声を出さないなど、観戦マナーを啓発する。
- ・ 設置している柵など高頻度接触部位は当該場所に適切なものを用いて定期的に清拭消毒を行う。

ウ) 館内一般

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 特定エリア（発売機等）に行列が生じる場合、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）は当該場所に適切なものを用いて定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 清掃やゴミの収集・廃棄を行う者には、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ ゴミは定期的に収集し、ゴミ袋はしっかりと口を縛るなど清掃員以外接触しないように注意する。
- ・ 清掃やゴミの収集・廃棄作業を終えた後は、手洗いを徹底する。

エ) 窓口

- 現金の取扱いをできるだけ減らす手段として、キャッシュレス購入の導入も検討する。
- 対面で案内又は発売を行う場合、従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、又はアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する等、工夫して飛沫防止に努める。
- テーブルやアクリル板などは定期的に消毒を行う。
- 発売窓口に行列ができる場合は、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

オ) ロビー・休憩スペース

- 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努める）を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- テーブル、椅子等の物品は定期的に消毒を行う。
- 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。
- 常時換気が困難な屋内の喫煙所は利用を禁止し、それ以外も必要に応じ、利用を制限する。利用する場合は以下の対応を行う。
 - 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔をあけるなど、できるだけ2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努め、人が密集しないスペースづくりを工夫する。
 - 屋内の喫煙所は、三つの密を防ぐことを徹底し、人が密集することがないように混雑時の入場制限を実施する。

カ) トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行う。
- 便座に蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルや個人用タオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- （トイレの混雑が予想される場合、）できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔を空けた整列を促す。
- 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を行う。消毒液を設置する場合には、定期的に補充する。

キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 対面で販売を行う場合、従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、又はアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する等、工夫して飛沫防止に努める。
- 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2 m以上となるよう座席を配置するよう、またできるだけ対面の着座をしないように各店舗において席の位置を工夫する。
- 混雑時の入場制限を実施する。
- 施設内の換気を徹底する。
- 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- 飲食施設に関わる従事者は、体調管理、マスクやフェイスシールドの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

ク) 遊戯施設

- 利用時に、来場者にマスクの着用及び手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- 密にならないように人数制限を行う。
- 身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。

ケ) 集客型のイベント等

- 特に三つの密の回避に留意し、グループごとにできるだけ2 mを目安に（最低1 m）の間隔を空けて来場者の配置をするなど、感染予防を徹底する。
- 声援や大声を出させるようなことは行わないよう配慮する。
- 着ぐるみ等が出演する場合は着ぐるみ等と触れ合う、また来場者に触

れることのないよう留意する。

⑦ 広報・周知

- 来場者、きゅう舎関係者、従事者、馬主、報道関係者に対して、以下について周知する。
 - 健康状態等による出勤・来場自粛の徹底（発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合も出勤・来場の自粛を要請する。）
 - 体調不良時に連絡する担当者・窓口への伝達方法を掲示する。
 - これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」及び新型コロナウイルス感染症から回復した者に対する差別防止の徹底を放送や掲示物で周知・広報する。
 - 観客に対し、例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避を呼びかける。
 - 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリの利用を推奨する。
 - 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針の徹底

5 きゅう舎関係者・従事者に感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒し、同勤務場所等のきゅう舎関係者や従事者に自宅待機させることを検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

- ・ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のような個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

備考：競馬場及び場外発売場における感染予防対策の実施については下記の情報もご参照ください。

- ・ 新型コロナウイルス対応（国の方針等）；<https://corona.go.jp>（内閣官房）

参照

- ・ 人との接触を8割減らす、10のポイント
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
- ・ 新しい生活様式の実践例
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

尾内 一信 川崎医科大学 小児科学 主任教授